

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第一項第二号の規定に基づく壁を有しないことその他の高い開放性を有するもの

(平成二十八年十一月三十日)

(国土交通省告示第千三百七十七号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第七条第一項第二号の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第一項第二号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

- 一 壁を有しないこと。
- 二 内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。